

## 豊島区行政評価（※）および事業の達成割合に基づく評価基準について

※豊島区行政評価とは…

豊島区地域保健福祉計画の上位計画であり、豊島区の計画体系の最上位に位置する区政運営の基本的指針となる豊島区基本計画に示されている事務事業を対象とした行政評価のことで、「主要な施策の成果報告」「事務事業進捗状況確認表」において各事業の進捗状況の確認を行うこととなっている。

区が実施している各事業を同一基準で評価していることから、豊島区地域保健福祉計画の進捗管理に活用している。

### 1. 行政評価に基づく達成率と地域保健福祉計画の達成度の点数について

行政評価では、「成果指標」および「活動指標」について、それぞれ目標値に対する実績から達成率を算出しています。

地域保健福祉計画の進捗管理では、この行政評価で出されたそれぞれの指標の達成率をもとに、達成度を5段階評価で点数化します。

### 2. 行政評価以外の評価方法について

地域保健福祉計画に記載されている事業には、予算を伴わないこと等により、行政評価の対象とされていない事業や、豊島区民社会福祉協議会等区以外が実施する事業も記載されています。

これらの事業については、行政評価に倣い、可能な範囲で成果指標および活動指標を設定し、目標値に対する実績の達成割合を点数化し、評価します。

各指標の達成率	地域保健福祉計画での総合評価
130%以上	5点
100～130%未満	4点
70～100%未満	3点
40～70%未満	2点
0～40%未満	1点

